

参考（改正後全文）
老発第0529001号
平成18年5月29日

最終改正
老発0427第3号
平成30年4月27日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について

標記の交付金の実施については、「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）により行っているところであるが、今般、同通知の一部を改正し、別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1 目的

本要綱は、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域貢献等を支援する先進的・モデル的な取組みを支援するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

第2 先進的事業支援特例交付金（市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）を単位として作成する整備計画に対する交付金）

1 先進的事業整備計画

（1）先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「先進的事業整備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 先進的事業整備計画の名称
- イ 先進的事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

（2）先進的事業整備計画作成に当たっての留意点

先進的事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表するとともに、都道府県にその写しを送付するものとする。

（3）先進的事業整備計画の提出期限及び提出先

市町村は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的事業整備計画に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、別に指示する期日までに当該市町村の属する都道府県知事を経由して、当該都道府県を管轄する地方厚生（支）局長に提出するものとする。

2 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業			先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
スプリンクラー設備			
1,000㎡未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと1㎡あたり	
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額/1㎡と2,320千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	
300㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		
ア 軽費老人ホーム			
イ 有料老人ホーム			
ウ 小規模多機能型居宅介護事業所			
エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
オ 生活支援ハウス等（※）			
※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 	14,700千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が必要と認めた施設 	7,370千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		

様式第1号

様式第1号

先進的事業整備計画書

計画名称	
------	--

都道府県名		市町村名	
-------	--	------	--

1. 先進的な事業を行うための基盤整備に関する目標

既存施設のスプリンクラー設備等整備事業

(単位:千円)

スプリンクラー設備等を設置する施設の 種類	施設の名称 及び 設置主体	開設年月日	定員数 (人)	補助対象 床面積 (㎡)	交付基準単価					国土強靱化 地域計画への 記載	算定基準に よる算定額 $f = (a \times b) + c + d + e$	対象経費の 実支出 (予定) 額 k	交付(予定)額 h(仮定)のいずれ か低い方	備考
					スプリンク ラー設備 (1㎡あた り)	自動火災報 知設備等を 設置する場 合	消防機関へ自 通報する自 動火災通報 設備を整備 する場合	消火ポンプ ユニット等 を設置する 場合	e					

(注1) 複合施設の場合、併設されている施設種別、床面積、及び消防署の指導内容等を備考欄に記載すること。

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

(単位:千円)

施設の種別	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の 竣工年月 日	協賛対象 となる部 分の改 築・改修 年月日 (該当あ る場合 のみ記載)	補助対象事 業の種類	事業内容 (どのような危険性を改善 するためのどのような 事業内容か、具体的に明 記)	国土強靱化 地域計画への 記載	総事業費	対象経費の 実支出 (予定) 額 a	交付基準単価 b	交付(予定)額 c (aとbのい ずれか低い方)	備考

担当職名		担当係名		担当者名		連絡先 (直連)		メール アドレス	
------	--	------	--	------	--	-------------	--	-------------	--